

公益財団法人慶長遣欧使節船協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人慶長遣欧使節船協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を宮城県石巻市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、慶長遣欧使節等の大航海時代の歴史的実績並びに船舶及び海洋に関する学習・体験の場を提供することにより、地域の振興及び青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 慶長遣欧使節、船舶及び海洋に関する調査研究
- (2) 慶長遣欧使節に関する資料の収集及び展示
- (3) 船舶及び海洋に関する資料の収集及び展示
- (4) 海事思想の普及・啓蒙
- (5) 宮城県の指定を受けて行う慶長使節船ミュージアムの管理運営
- (6) 石巻市の指定を受けて行うサン・ファン・パウティスタパークの管理運営
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、宮城県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において総理事の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 4 前項の議決をする場合には、あらかじめ評議員会の議決を得なければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の議決を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 役員等の報酬及び費用弁償規程
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に、評議員3名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第13条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める役員等の報酬及び費用弁償規程による。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 役員等の報酬及び費用弁償規程
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、評議員として表決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、決議に加わることできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

(評議員会規程)

第21条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規程による。

第6章 役員

(役員の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、5名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事会は、その決議によって、前項で選任された業務執行理事より副代表理事、専務理事及び常務理事を選任することができる。ただし、副代表理事は3名以内、専務理事及び常務理事は各1名以内とする。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事には報酬を支給することができる。

その額については、評議員会が別に定める役員等の報酬及び費用弁償規程による。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員等の損害賠償責任の免除)

第29条 この法人は、一般法人法第198条において準用される同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に規定する方法により算定された額を限度として理事会の決議によりこれを免除することができる。

(会長及び顧問)

第30条 この法人に会長及び顧問若干名を置くことができる。

2 会長及び顧問は、理事会において任期を定め、たうえで選任する。

3 会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4 会長及び顧問は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べることができる。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第33条 理事会は、通常理事会として毎事業年度2回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることの出来る理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規程)

第38条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規程による。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する

(解散)

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が精算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び所要の職員は、代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議決により、別に定める。

第10章 情報公開等

(情報公開)

第43条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第44条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める個人情報保護規程による。

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、事務所の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、一力 雅彦、業務執行理事は、丸森 仲吾、浅野 亨、亀山 紘及び濱田 直嗣とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

坂田 隆
伊藤 克彦
進藤 秋輝
佐藤 憲一
船渡 隆平
黒沢 正敏
西條 允敏
平川 昌宏
綿引 雄一
菅原 通悦
関口 哲雄
阿部 秀保
平 秀毅

以上

附 則

- 1 この定款の一部変更は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この定款の一部変更は、平成30年7月5日から施行する。

公益財団法人慶長遣欧使節船協会役員等名簿

【会長・顧問】

(令和7年5月1日現在)

役 名	氏 名	役 職 名	備 考
会 長	村 井 繁 浩	宮城県知事	
顧 問	濱 田 直 嗣	前宮城県慶長使節船ミュージアム館長	

【役員】

代表理事	伊 勢 雅 彦	株式会社河北新報社代表取締役社長	
副代表理事	藤 崎 三郎助	仙台商工会議所会頭	
副代表理事	青 木 八 州	石巻商工会議所会頭	
副代表理事	齋 藤 正 美	石巻市長	
専務理事	早 川 新	宮城県慶長使節船ミュージアム館長	
常務理事	千 葉 桂 道	公益財団法人慶長遣欧使節船協会事務局長	
理 事	岩 城 利 宏	仙台市文化観光局長	
理 事	栗 本 仁 一	宮城県環境生活部長	
理 事	後 藤 崇 徳	一般社団法人石巻観光協会会長	
理 事	石 川 雄 康	株式会社河北新報社常務取締役事業担当	
監 事	佐 木 翼	宮城県会計管理者兼出納局長	
監 事	鈴 木 公 美	石巻市会計管理者	

【評議員】

評議員	阿 部 知 顕	石巻専修大学学長	
評議員	小 林 徳 光	宮城県副知事	
評議員	佐 藤 憲 一	元仙台市博物館館長	
評議員	足 立 悠 志	石巻市文化協会会長	
評議員	瀧 美 巖	東松島市長	
評議員	山 本 一 泰	日本製紙株式会社執行役員石巻工場長	
評議員	青 野 浩 文	公益財団法人東北活性化研究センター専務理事	

令和7年度

公益財団法人慶長遣欧使節船協会 第2回理事会

日 時 令和7年5月23日（金）

午前11時～

場 所 ホテルメトロポリタン仙台

5階「ル・リアン」

公益財団法人慶長遣欧使節船協会

目 次

議 事

- 第1号議案 令和6年度事業報告及び決算について・・・・・・・・・・P 1
(監査報告)
- 第2号議案 令和7年度定時評議員会を「決議の省略」により
開催することについて・・・・・・・・・・P 3 5
- 第3号議案 役員の選任について・・・・・・・・・・P 3 7

令和6年度 事業報告

令和6年4月1日

）

令和7年3月31日

公益財団法人慶長遣欧使節船協会 令和6年度事業報告書（案）

1 事業運営方針

法人の目的である「慶長遣欧使節等の大航海時代の歴史的実績並びに船舶及び海洋に関する学習・体験の場を提供することにより、地域の振興及び青少年の健全育成に寄与する」という基本方針を中心に、令和6年度のリニューアルオープン記念事業を中心とした「慶長使節船ミュージアム企画事業」「慶長使節船ミュージアム管理運営事業」及び「サン・ファン・パウティスタパーク管理運営事業」等を実施した。

2 公益目的事業

公-1 文化観光拠点事業及び企画事業等

令和6年10月のリニューアルオープンを機に、国内外の多くの人にサン・ファン館のPRを行い、慶長遣欧使節の偉業を伝える目的で下記の自主事業を実施した。企画事業推進にあたっては、石巻地域の関連団体と積極的な連携を図り、地域の文化観光振興との相乗効果を図った。

(1) リニューアルオープン記念事業

① サン・ファン館 リニューアルオープン記念式典

開催日	令和6年10月26日（土）
場 所	宮城県慶長使節船ミュージアム ドック棟
内 容	主催者挨拶、テープカット、記念公演等

② サン・ファン館 リニューアルオープン記念イベント「絆交流フェア」

開催日	令和6年10月26日（土）、27日（日）
場 所	石巻市サン・ファン・パウティスタパーク
内 容	サン・ファン館のリニューアルオープンを記念し、石巻観光協会と共催の野外イベントを開催した。交流物産展やステージのほか、ミニヨット展示・ロープ体験などの野外イベントを行った。



(2) リニューアル広報事業

① リニューアルPRチラシ・ポスター製作・配布

実施時期	令和6年10月～
内 容	サン・ファン館のリニューアルオープンをPRするため、チラシとポスターを製作し配布した。

② パンフレット製作・観光案内施設への配布

実施時期	令和6年10月～
内 容	サン・ファン館のリニューアル展示、施設・交通案内等を記載したパンフレットを製作し、博物館関係施設・観光施設等に配布した。また、県内のコンビニ等にも配布し、誘客を図った。

③ 地元広報誌への掲載

実施時期	令和6年11月
内 容	石巻圏域で発行される広報誌の特集記事にあわせて、読者プレゼント企画等を実施した。

④ SNSキャンペーン

期 間	令和7年3月7日(金)～3月17日(月) 正午
趣 旨	サン・ファン館で運営しているインスタグラムアカウントのフォロワー数が1,028人を突破したことを記念してプレゼントキャンペーンを実施した。※1,028はサン・ファン号出帆日の10月28日から
プレゼント 内 容	「サン・ファン館オリジナルグッズ詰め合わせ」 Tシャツ(Lサイズ・色ランダム)、トートバッグ、マグカップ、木製ボールペン(色ランダム)、クリアファイル 【計5点】
応募数	103名/当選数10名



(3) リニューアル整備事業

① 公式WEBサイトリニューアル

実施時期 令和6年10月～

内 容 サン・ファン館の展示リニューアルにあわせた内容の更新を行った。また、リニューアルの見どころやイベント情報をまとめた特設ページと、多言語LPも制作した。

② アテンダント新任研修

実施日 令和6年10月7日(月)、8日(火)

内 容 新規雇用のアテンダントの接客研修を実施した。



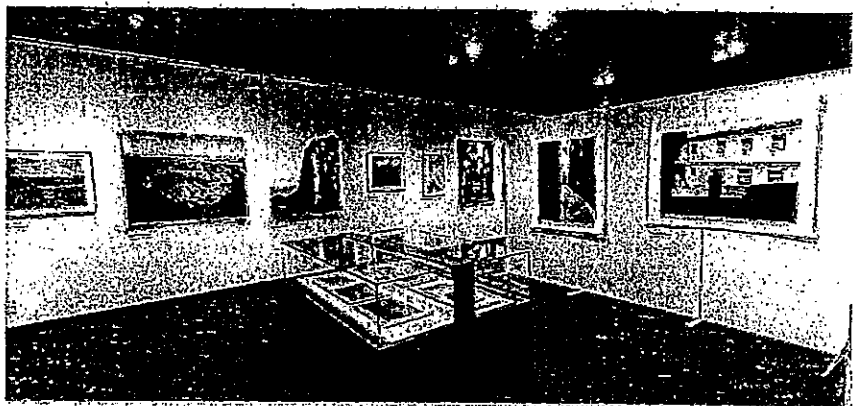
(4) ミュージアム文化事業

① リニューアルオープン記念企画展「ローマへの遠い旅―高橋由貴彦写真展―」

期 間 令和6年10月26日(土)～令和7年3月17日(月)

場 所 サン・ファン館 企画展示室

内 容 サン・ファン館のリニューアルオープンを記念した企画展を開催した。石巻市出身の写真家高橋由貴彦氏が撮影したイタリア・スペイン等の風景写真の展示を行った。



② リニューアルオープン記念朗読劇「仙台藩黎明ノ記 天と地と海と」

開催日 令和6年11月3日(日)

場 所 サン・ファン館 セミナールーム

参加人数 34名

内 容 仙台市内の専門学校の脚本・企画協力のもと、仙台藩の黎明期を支えた伊達政宗や支倉常長らの半生をテーマとした朗読劇の上演を行った。



③ 記念講演会「平和外交使節としての支倉常長―慶長遣欧使節と新時代―」

期 間 令和6年11月17日(日)

場 所 サン・ファン館 セミナールーム

参加人数 73名

内 容

サン・ファン館の平川館長を講師とした講演会を開催した。和平実現のために伊達政宗が展開した積極的な外交とその歴史的意義について再考した。



④ サン・ファン館冬季特別企画 イラスト展「伊達政宗と支倉常長」

期 間 令和7年1月10日(金)～2月24日(月)

場 所 サン・ファン館 ロビー

内 容

全国で活躍するグレイター7名が描いた「伊達政宗と支倉常長」をテーマとするイラストの展示を行った。



(5) 協賛事業・自主企画事業

① 第5回サン・ファン号を未来へつなぐコンクール

期 間	募集期間：令和6年7月～11月11日（月）
	表彰式：令和7年1月19日（日）
	作品展：令和7年1月18日（土）～2月28日（金）
後 援	宮城県／石巻市／石巻市教育委員会
場 所	表彰式：サン・ファン館 セミナールーム／作品展：サン・ファン館 エントランス
内 容	小中学生を中心に、絵画・デザインマークを募集し作品展を開催した。
応募総数	221点／絵画部門：115点（小学校低学年の部：64点、小学校高学年の部：18点、中学生の部：33点）／デザインマーク部門：106点（学年不問）
審査員	画家 小野寺純一氏／宮城県／石巻市教育委員会／平川新館長
表 彰	最優秀賞 4名（図書カード10,000円、記念品）
	優秀賞 6名（〃 5,000円、〃）
	入選 19名（〃 1,000円、〃）
	審査員特別賞 2名（〃 3,000円、〃）
	入賞者に記念品としてトートバッグ・アクリルキーホルダーを贈呈 応募者全員に参加賞としてオリジナルクリアファイルを贈呈

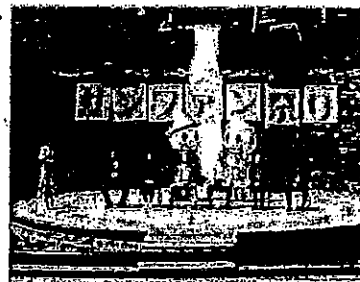


② 第31回サン・ファン祭り（協賛事業）

開催日 令和6年5月19日（日）

場 所 石巻市サン・ファン・パウティスタパーク

内 容 復元船の進水を祝い、地域活性化を目指す目的で例年5月下旬に開催している。昨年に引き続き館内はリニューアル工事に伴い休館中のため、石巻市サン・ファンパークのみでイベントを開催した。

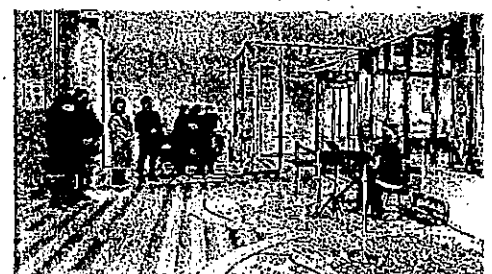
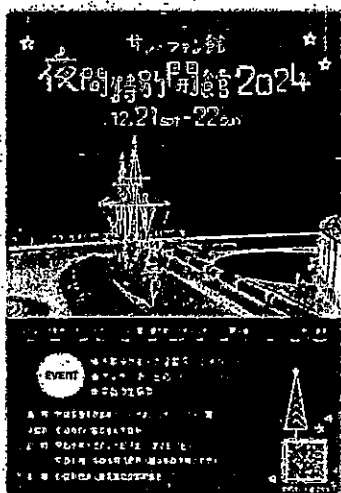


③ 夜間特別開館2024

開催日 令和6年12月21日（土）・12月22日（日）

開催場所 サン・ファン館内

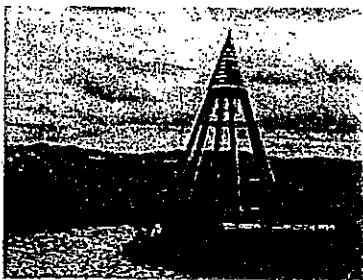
内 容 リニューアルオープンしたサン・ファン館の復元船を中心とした、ドック棟広場をライトアップして夜間特別開館を開催した。館内では展示内容と連動したお菓子の景品付きクイズラリー、楽器の生演奏イベントを実施、隣接するサン・ファンパークではキッチンカーが出店した。



(6) 地域観光新発見事業（観光庁）

① 旧仙台藩領キリシタン殉教遺跡ツアー関連事業

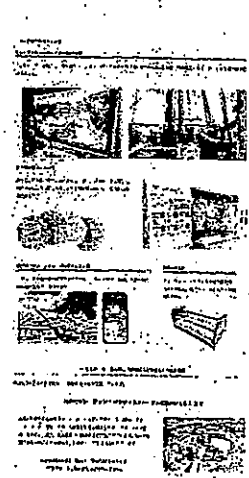
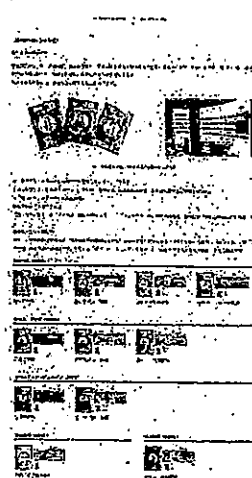
旧仙台藩領のキリシタン殉教遺跡をテーマにした観光客向けの巡礼ルート・ツアーの整備、パスポート製作等の企画を行い、リニューアルしたサン・ファン館への誘客の一助とするためのコンテンツ整備を行った。



(7) 教育普及事業（ワークショップ・体験学習）

① 各種体験コンテンツの整備

県内外の小中学生を対象にした各種体験コンテンツを提供し、修学旅行や校外学習の誘致を図るため、当館 WEB サイトにおいて教員向け案内ページを整備した。



公-2 宮城県慶長使節船ミュージアム 管理運営事業

令和6年度以降のミュージアムの管理運営においては、全面的にリニューアルされた展望棟・ドック棟展示及び令和5年度に改正された博物館法に対応する形で、これまでの管理運営で培ってきた専門的な知識経験を最大限に生かしながら、慶長使節及び帆船に関する調査研究及び普及活動を行い、適切な施設の運営管理、各種事業を実施した。

◎入館者実績

年 度	開館日数 (R6.10.26～R7.3.31)	入館者数
令和6年度	128日	10,706人

(1) 慶長使節船ミュージアム 展示案内業務

展望棟・ドック棟の要所にアテンダントを配置し、来館者の案内対応を行ったほか、希望する視察団体等を対象に館長・学芸員による展示解説を実施した。



(2) 慶長使節船ミュージアム 広報業務

ミュージアムの魅力を最大限にPRできるよう当館WEBサイト、SNS等の情報発信ツールのほか、宮城県・石巻市の広報誌、旅行雑誌への記事掲載、テレビ・新聞等メディアを活用した広報を実施した。また、以下の外部事業に出展し、当館のPRを行った。

①主なテレビ取材一覧 (リニューアル・イベントPR)

取材時期	放送局	番組名
令和6年5月	ミヤギテレビ	「OH! バンデス」出演/サン・ファン祭りPR
令和6年11月	NHK 仙台放送局	てれまさ生中継/リニューアルPR
令和6年11月	ミヤギテレビ	「OH! バンデス」生中継/リニューアルPR
令和6年11月	ミヤギテレビ	発見! 宮城のスマイルさん (県民共済) /職員紹介
令和6年11月	仙台放送	あらあらかしこ/リニューアルPR
令和6年12月	ミヤギテレビ	「OH! バンデス」出演/夜間開館PR

②「TSUNAGARU FESTA 2024」出展PR

開催日	令和6年4月28日(日)
場 所	石巻南浜津波復興祈念公園4丁目広場
内 容	①PRコーナー(新しい復元船について、リニューアル概要紹介タペストリー、休館案内リーフレット、Instagram周知用チラシ) ②お菓子すくい(参加者:約160名) ③サン・ファンパズルチャレンジ(木製手作りパズル2種/参加者:約20名)



③第23回港湾感謝祭出展PR

開催日	令和6年10月6日(日)
場 所	石巻港大手ふ頭
内 容	①お菓子すくい取り(高校生以下限定) … 約173人 ②リニューアルオープンPRおよび航海知識のパネル展示 ③リニューアルオープンチラシ配布 … 約164部配布 ④サン・ファンオリジナルグッズ販売



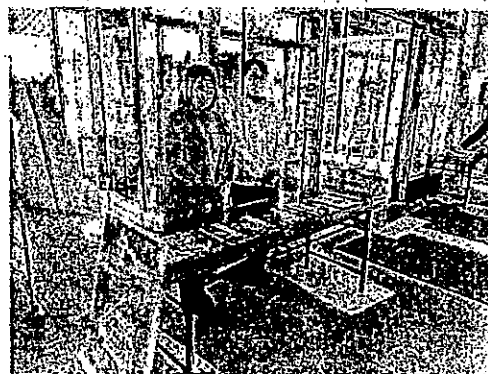
④khh 開局49周年イベント「あすとつながるぐりりパーク」出展PR

開催日	令和6年9月28日(土)、29日(日)
場 所	仙台市長町杜の広場公園
内 容	①リニューアルオープンPRパネル設置、チラシ配布等 ②サン・ファンオリジナルグッズ販売 ※石巻観光協会と協同で参加



⑤「山大 Sustainable ふれあいコンサート」ステージ前PR 「みやぎ水産の日 10月地域の小さな販売会」チラシ配布ブース参加

開催日	令和6年10月16日(水)
場 所	宮城県石巻合同庁舎 1階大会議室およびロビー内
内 容	①ふれあいコンサート前の4分間のPRタイム ②みやぎ水産の日 ロビー内ブースにてチラシ配布 ・リニューアルオープンチラシ、パンフレット、朗読会チラシ配布



(3) 慶長使節船ミュージアム 各種設備機器保安・保守業務

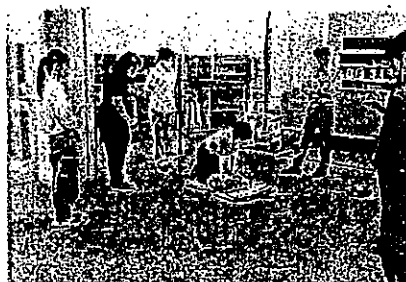
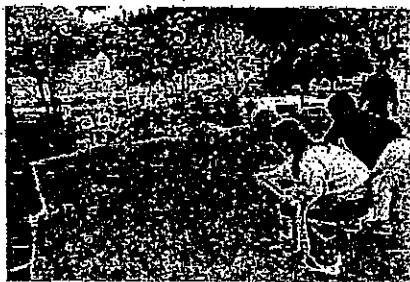
運営組織に基づき協会職員が管理運営に当たるほか、次の業務は各専門の業者に委託し、更なる施設の安全性の向上と効率的な施設の維持管理に努めた。

名 称	内 容
ア 清掃業務	館内の清掃
イ 警備業務	夜間・休日の警備
ウ 昇降装置保守点検業務	エレベーターの保守・点検
エ 階段昇降機設備保守点検業務	エスカレーター・リフターの保守点検
オ 施設管理業務	館内設備機器等の総合的な管理・点検
カ 植栽管理業務	敷地内芝生・植栽の剪定等
キ 電気設備管理保安業務	館内電気設備の保安

(4) 慶長使節船ミュージアム 研修・防災訓練等

来館者の利便性の向上や安全確保のため、消防署職員等による講習会、実施訓練などを実施した。また、各種研修等を通し、観光やインバウンド等幅広いニーズの対応に努めた。

内 容
ア 避難訓練及びAED講習会の実施（消防署職員の指導による火災・地震を想定）
イ 研修視察及び観光関連セミナー（博物館・観光施設等）
ウ インバウンド関連セミナー



(5) 慶長使節船ミュージアム 企画運営委員会

館長の諮問機関として博物館学職経験者、関連団体等の有識者からなる企画運営委員会を開催した。

期 間	令和7年3月24日（月）
場 所	ホテルメトロポリタン仙台

公-3 石巻市サン・ファン・パウティスタパーク 管理運営事業

立体駐車場、サン・ファン広場、芝生広場等で構成されるサン・ファンパークは、ミュージアムの付帯施設として、来場者の憩いの場、イベント会場を提供している。慶長使節の歴史的な偉業をたたえ、市民の文化活動の向上に資し、合わせて市民の憩いの場を提供するため、隣接する宮城県慶長使節船ミュージアムとの一体的な管理運営により効率的な維持管理に努めた。

(1) サン・ファンパーク 観光案内業務

サン・ファンパークは、石巻圏域と牡鹿半島の観光の拠点として、立体駐車場1階に「サン・ファンインフォメーションセンター」を設置するとともに、無料WiFiや大型モニターによる地域の文化・観光などの情報提供、さらに関連する施設のチラシなどを設置し、観光客の利便性の向上を図っている。

(2) サン・ファンパーク 各種設備機器保安・保守業務

サン・ファンパークは、自動販売機、トイレ、駐車場等を備えており、不特定多数の市民が利用していることに併せて、隣接するサン・ファン館の入館者の殆どが利用していることから、開園中は協会職員が運営管理に当たるほか、次の業務は各専門の業者に委託し、更なる施設の安全性の向上と効率的な施設の維持管理に努めた。

名 称	内 容
ア 清掃業務	パーク敷地内の清掃
イ 警備業務	夜間警備
ウ 施設管理業務	立体駐車場及び園内設備等の管理
エ 植栽管理業務	敷地内芝生・植栽の剪定等

(3) サン・ファンパーク 利用実績

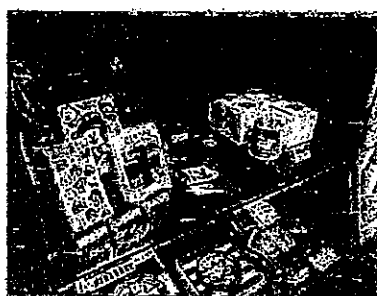
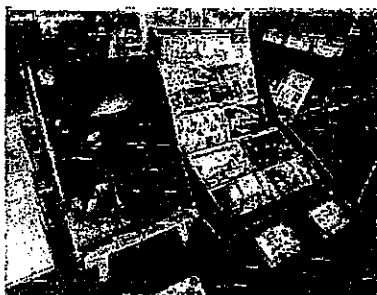
サン・ファンパークは誰もが安全に利用できる憩いの空間を創出することにより、利便性の向上を図るとともに、イベント等での活用や市民団体を中心とした事業への貸出等を行うことにより、地域の活性化やより一層の賑わいの創出に努めた。

名 称	内 容／来場者数
1 令和6年5月19日(日)	第31回サン・ファン祭り／約12,000人
2 令和6年8月14日(水)	第41回サン・ファン渡波市民まつり／2,397名

3 収益事業

(1) サン・ファンショップ グッズ販売事業

サン・ファン関連のグッズや石巻市の産品などを取り揃え、より一層の販売促進やサービスの向上に努めた。また、関連イベントなどにも積極的に出店し、当館のPRやリピーターの増加に努めた。



4 法人管理

(1) 理事会

第1回理事会	令和6年	4月19日(金)	※決議の省略
第2回理事会	〃	5月24日(金)	
第3回理事会	〃	8月26日(月)	※決議の省略
第4回理事会	令和7年	2月 3日(月)	
第5回理事会	〃	3月25日(火)	※決議の省略

(2) 評議員会

第1回臨時評議員会	令和6年	5月 8日(水)	※決議の省略
定時評議員会	〃	6月12日(水)	※決議の省略
第2回臨時評議員会	〃	9月11日(水)	※決議の省略

正味財産増減計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(消費税は内税処理)

金会計

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	13,567,023	12,782,023	785,000
基本財産受入利息	13,567,023	12,782,023	785,000
特定資産運用益	0	0	0
特定資産受取利息	0	0	0
事業収益	161,281,467	120,129,810	41,151,657
指定管理者事業収入	156,077,830	119,958,000	36,119,830
宮城県	116,077,830	79,958,000	36,119,830
石巻市	40,000,000	40,000,000	0
利用料金収入	3,517,500	0	3,517,500
グッズ事業収入	1,686,137	171,810	1,514,327
受取補助金等	5,493,692	448,800	5,044,892
受取国庫補助金	5,000,000	0	5,000,000
受取国庫助成金	493,692	448,800	44,892
電源立地交付金	493,692	448,800	44,892
受取寄付金	0	100,000	△ 100,000
受取寄付金	0	100,000	△ 100,000
雑収益	744,407	592,832	151,575
雑収益	744,407	592,832	151,575
経常収益計	181,086,589	134,053,465	47,033,124
(2) 経常費用			
事業費	180,648,375	128,540,395	52,107,980
給料手当	48,318,473	44,106,441	4,212,032
賞与引当金繰入	3,833,301	3,491,532	341,769
法定福利費	7,521,008	6,413,848	1,107,160
福利厚生費	1,960,924	869,095	1,091,829
旅費交通費	362,138	887,974	△ 525,836
グッズ購入費	1,200,230	122,717	1,077,513
通信運搬費	1,302,796	808,852	493,944
減価償却費	405,985	558,722	△ 152,737
消耗品費	3,292,805	1,782,855	1,509,950
修繕費	4,681,679	3,079,413	1,602,266
燃料費	2,198,407	75,509	2,122,898
光熱水料費	15,636,662	11,505,655	4,131,107
使用料及び賃借料	2,290,569	1,557,207	733,362
保険料	629,826	440,769	189,057
広告宣伝費	3,401,424	1,652,354	1,749,070
諸手数料	190,524	120,013	70,511
諸謝金	221,644	723,466	△ 501,822
租税公課	4,352,441	4,739,546	△ 387,105
支払助成金	300,000	600,000	△ 300,000
委託費	78,485,396	45,057,606	33,427,790
食料費	62,143	46,921	15,222
雑費	0	0	0
管理費	6,711,373	5,820,896	890,477
給料手当	3,002,806	3,180,320	△ 177,514
賞与引当金繰入	233,757	243,135	△ 9,378
法定福利費	399,168	416,759	△ 17,591
福利厚生費	37,312	26,955	10,357
会費費	242,990	200,420	42,570

正味財産増減計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(消費税は内税処理)

全会計

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
旅費交通費	52,390	13,444	38,946
通信運搬費	0	3,597	△ 3,597
減価償却費	75,790	275,679	△ 199,889
消耗品費	203,621	165,147	38,374
燃料費	72,179	3,146	69,033
光熱水料費	386,536	284,168	102,368
使用料及び賃借料	203,588	8,537	195,051
保険料	9,710	0	9,710
広告宣伝費	27,500	0	27,500
贈手費	464,873	342,429	122,444
租税公課	90,696	91,878	△ 1,182
支払負担金	321,740	358,910	△ 37,170
支払寄付金	20,000	0	20,000
交際費	826,933	206,372	620,561
食糧費	39,884	0	39,884
経常費用計	187,359,748	134,361,291	52,998,457
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 6,273,159	△ 307,826	△ 5,965,333
基本財産評価損益等	11,618,000	0	11,618,000
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	△ 7,724,400	0	△ 7,724,400
評価損益等計	3,893,600	0	3,893,600
当期経常増減額	△ 2,379,559	△ 307,826	△ 2,071,733
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収入			
投資有価証券売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産売却損	0	103,062	△ 103,062
什器備品除却損	0	103,062	△ 103,062
雑損失	0	0	0
雑損失	0	0	0
経常外費用計	0	103,062	△ 103,062
当期経常外増減額	0	△ 103,062	103,062
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 2,379,559	△ 410,888	△ 1,968,671
他会計振替額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 2,379,559	△ 410,888	△ 1,968,671
法人税、住民税及び事業税	72,000	72,000	0
一般正味財産増減額	△ 2,451,559	△ 482,888	△ 1,968,671
一般正味財産期首残高	89,584,163	90,067,051	△ 482,888
一般正味財産期末残高	87,132,604	89,584,163	△ 2,451,559
II 指定正味財産増減の部			
(1) 基本財産評価益	0	0	0
基本財産評価益	0	0	0
(2) 基本財産評価損	67,842,600	31,161,600	36,681,000
基本財産評価損	67,842,600	31,161,600	36,681,000
(3) 一般正味財産振替額	11,618,000	0	11,618,000
一般正味財産振替額	11,618,000	0	11,618,000
当期指定正味財産増減額	△ 79,460,600	△ 31,161,600	△ 48,299,000
指定正味財産期首残高	1,031,958,700	1,063,120,300	△ 31,161,600
指定正味財産期末残高	952,498,100	1,031,958,700	△ 79,460,600
III 正味財産期末残高	1,039,630,704	1,121,542,863	△ 81,912,159

正社財産増殖計畫の内部表

[illegible]

正味財産増減計算書の内訳表
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※公益目的事業比準 95.33%

貸借対照表

令和 7年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	106,758,520	96,294,626	10,463,894
未収金	100,793	10,262	90,531
前払金	11,660	0	11,660
商品	1,207,793	312,524	895,269
流動資産合計	108,078,766	96,617,412	11,461,354
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	951,272,800	1,030,733,400	△ 79,460,600
定期預金	1,225,300	1,225,300	0
基本財産合計	952,498,100	1,031,958,700	△ 79,460,600
(2) 特定資産			
積立資産	0	0	0
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
構築物	3,480,025	3,555,815	△ 75,790
車両運搬具	3	3	0
什器備品	2,697,993	2,205,278	492,715
電話加入権	268,160	268,160	0
預託金	20,450	20,450	0
その他の固定資産合計	6,466,631	6,049,706	416,925
固定資産合計	958,964,731	1,038,008,406	△ 79,043,675
資産合計	1,067,043,497	1,134,625,818	△ 67,582,321
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	21,833,335	7,001,988	14,831,347
賞与引当金	4,067,058	3,734,667	332,391
未払法人税等	72,000	72,000	0
未払消費税等	1,440,400	2,274,300	△ 833,900
流動負債合計	27,412,793	13,082,955	14,329,838
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	27,412,793	13,082,955	14,329,838
III 正味財産の部			
1. 基金			
2. 指定正味財産			
寄附金	1,225,300	1,225,300	0
受贈投資有価証券	951,272,800	1,030,733,400	△ 79,460,600
指定正味財産合計	952,498,100	1,031,958,700	△ 79,460,600
(うち基本財産への充当額)	952,498,100	1,031,958,700	△ 79,460,600
3. 一般正味財産			
その他一般正味財産	87,132,604	89,584,163	△ 2,451,559
一般正味財産合計	87,132,604	89,584,163	△ 2,451,559
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
正味財産合計	1,039,630,704	1,121,542,863	△ 81,912,159
負債及び正味財産合計	1,067,043,497	1,134,625,818	△ 67,582,321

貸借対照表内訳表
令和7年3月31日現在

科 目	公益目的事業会計					収益事業等会計				法人会計		合 計
	企画事業	ミュージアム	パーク	共通	小計	グッズ販売	共通	小計	協会管理	小計		
I 資産の部												
1. 流動資産												
現金預金	0	15,790,101	6,707,005	83,301,354	105,788,460	970,060	0	970,060	0	0	106,758,520	
未収金	0	6,500	59,857	0	66,357	34,436	0	34,436	0	0	100,793	
前払金	0	11,660	0	0	11,660	0	0	0	0	0	11,660	
商品	0	0	0	0	0	1,207,793	0	1,207,793	0	0	1,207,793	
流動資産合計	0	15,798,261	6,766,862	83,301,354	105,866,477	2,212,289	0	2,212,289	0	0	108,078,766	
2. 固定資産												
(1) 基本財産												
投資有価証券	58,027,640	289,186,932	0	144,593,466	491,808,038	0	0	0	459,464,762	459,464,762	951,272,800	
定期預金	74,744	372,491	0	186,245	633,480	0	0	0	591,820	591,820	1,225,300	
基本財産合計	58,102,384	289,559,423	0	144,779,711	492,441,518	0	0	0	460,056,582	460,056,582	952,498,100	
(2) 特定資産												
積立資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定資産合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(3) その他固定資産												
構築物	0	0	0	0	0	0	0	0	3,480,025	3,480,025	3,480,025	
車両運搬具	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	
什器備品	0	2,436,137	261,846	0	2,697,983	0	0	0	10	10	2,697,993	
電話加入権	0	268,160	0	0	268,160	0	0	0	0	0	268,160	
預託金	0	0	0	0	0	0	0	0	20,450	20,450	20,450	
その他の固定資産合計	0	2,704,297	261,846	0	2,966,143	0	0	0	3,500,488	3,500,488	6,466,631	
固定資産合計	58,102,384	292,263,720	261,846	144,779,711	495,407,661	0	0	0	463,557,070	463,557,070	958,964,731	
資産合計	58,102,384	308,061,981	7,028,703	228,081,065	601,274,138	2,212,289	0	2,212,289	463,557,070	463,557,070	1,067,043,497	
II 負債の部												
1. 流動負債												
未払金	475,216	10,361,001	4,162,299	6,630,995	21,629,511	163,480	0	163,480	40,344	40,344	21,833,335	
貸与引当金	891,287	1,386,853	1,019,645	0	3,797,786	35,515	0	35,515	233,757	233,757	4,067,058	
未払法人税等	0	0	0	0	0	72,000	0	72,000	0	0	72,000	
未払消費税等	0	0	0	1,440,400	1,440,400	0	0	0	0	0	1,440,400	
流動負債合計	1,366,503	12,247,854	5,181,945	8,071,395	26,867,697	270,995	0	270,995	274,101	274,101	27,412,793	
2. 固定負債												
固定負債合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
負債合計	1,366,503	12,247,854	5,181,945	8,071,395	26,867,697	270,995	0	270,995	274,101	274,101	27,412,793	
III 正味財産の部												
1. 基金												
2. 指定正味財産												
寄附金	74,744	372,491	0	186,245	633,480	0	0	0	591,820	591,820	1,225,300	
受贈投資有価証券	58,027,640	289,186,932	0	144,593,466	491,808,038	0	0	0	459,464,762	459,464,762	951,272,800	
指定正味財産合計	58,102,384	289,559,423	0	144,779,711	492,441,518	0	0	0	460,056,582	460,056,582	952,498,100	
(うち基本財産への充当)	58,102,384	289,559,423	0	144,779,711	492,441,518	0	0	0	460,056,582	460,056,582	952,498,100	
3. 一般正味財産												
その他一般正味財産	△ 22,089,309	△ 46,372,779	4,213,908	79,053,237	14,805,057	△ 6,627,603	3,832,808	△ 2,794,795	75,122,342	75,122,342	87,132,604	
一般正味財産合計	△ 22,089,309	△ 46,372,779	4,213,908	79,053,237	14,805,057	△ 6,627,603	3,832,808	△ 2,794,795	75,122,342	75,122,342	87,132,604	
(うち特定資産への充当)					0						0	
正味財産合計	36,013,075	243,186,644	4,213,908	223,832,948	507,246,575	△ 6,627,603	3,832,808	△ 2,794,795	535,178,924	535,178,924	1,039,630,704	
負債及び正味財産合計	37,379,578	255,434,498	9,395,853	231,904,343	534,114,272	△ 6,356,608	3,832,808	△ 2,523,800	535,453,025	535,453,025	1,067,043,497	

(単位:円)

1 公益財団法人 慶長遣欧使節船協会
(様式3-2)

キャッシュ・フロー計算書

令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 当期一般正味財産増減額	△ 2,379,559	△ 410,888	△ 1,968,671
2. キャッシュ・フローへの調整額			
減価償却費	481,775	834,401	△ 352,626
基本財産評価	△ 11,618,000	0	△ 11,618,000
投資有価証券評価損益	7,724,400	0	7,724,400
他会計振替額	△ 2,379,559	△ 410,888	△ 1,968,671
未収金の増減額	△ 90,531	3,265	△ 93,796
前払金の増減額	△ 11,660	5,830	△ 17,490
仮払金の増減額	0	134,120	△ 134,120
未払金の増減額	14,831,347	△ 781,111	15,612,458
未払消費税の増減額	△ 833,900	83,400	△ 917,300
指定正味財産からの振替額	△ 11,618,000	0	△ 11,618,000
その他	32,399,750	16,336,376	16,063,374
小計	28,885,622	16,205,393	12,680,229
4. 指定正味財産増加収入			
一般正味財産への振替額	11,618,000	0	11,618,000
基本財産増加収入	△ 67,842,600	△ 31,161,600	△ 36,681,000
指定正味財産増加収入	△ 67,842,600	△ 31,161,600	△ 36,681,000
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 41,396,537	△ 15,367,095	△ 25,969,442
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
基本財産取崩収入	893,456,193	16,110,547	877,345,646
基一投資有価証券売却収入	893,456,193	16,110,547	877,345,646
敷金・保証金戻り収入	20,450	20,450	0
保証金戻り収入	20,450	20,450	0
投資活動収入計	893,476,643	16,130,997	877,345,646
2. 投資活動支出			
基本財産取得支出	840,757,062	0	840,757,062
基一投資有価証券取得支出	840,757,062	0	840,757,062
固定資産取得支出	898,700	0	898,700
什器備品購入支出	898,700	0	898,700
敷金・保証金支出	20,450	20,450	0
保証金支出	20,450	20,450	0
投資活動支出計	841,676,212	20,450	841,655,762
投資活動によるキャッシュ・フロー	51,800,431	16,110,547	35,689,884
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
2. 財務活動支出			
IV 現金及び現金同等物の増減額	10,463,894	743,452	9,720,442
V 現金及び現金同等物の期首残高	96,294,626	95,551,174	743,452
VI 現金及び現金同等物の期末残高	106,758,520	96,294,626	10,463,894

財 産 目 録
令和7年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)				
現金 預金 未収金 前払金 商品	現金	小口現金有高	運転資金として	524,120
	預金	普通預金 七十七銀行渡波支店 (事業費) 七十七銀行渡波支店 (利用料金口座) 七十七銀行渡波支店 (預り金口座) 七十七銀行渡波支店 (市委託) 七十七銀行渡波支店 (事業収入) 仙台銀行石巻支店 (事業費)	運転資金 (事業費管理) として 運転資金 (利用料金管理) として 運転資金 (預り金管理) として 運転資金 (市委託管理) として 運転資金 (事業収入管理) として 運転資金 (事業費管理) として	78,678,770 15,531,501 0 6,707,005 778,939 4,538,185
	未収金	石巻観光協会・宮城県東部地方振興事務所 コカ・コーラ・東北フロアーズ㈱ ネオス㈱ 宮城県職員・教職員・仙台市職員互助会	ショップ売上金 自動販売機販売手数料 自動販売機 (防災対策自販機) 電気料・使用料 互助会入館料	28,232 6,204 59,857 6,500
	前払金	セコム㈱	4月分AED使用料	11,660
	商品		販売用として	1,207,793
	流動資産合計			108,078,766
(固定資産)				
基本財産 特定資産 その他 固定資産	投資有価証券	有価証券 第560回東京電力債 (20年) 第154回国債 (20年) 第68回利付国債 (30年) 第44回利付国債 (30年)	公益目的保有財産 (51.7%) 及び法人活動に供する 財産 (48.3%) であり、運用益を公益目的事業と法 人管理の財源として使用している。	99,680,000 541,576,000 19,818,000 290,198,800
	定期預金	定期預金 七十七銀行渡波支店 仙台銀行石巻支店	同上	588,700 636,600
	構築物 車両運搬具 什器備品	協会設立30周年記念碑 中古車両3台 事務用品、消防関係設備等 観光案内所カウンター等 展示用絵画他	公益目的保有財産 (ミュージアム) 公益目的保有財産 (パーク) 展示用絵画他	3,480,025 3 2,436,137 261,846 10
	電話加入権	4回線		268,160
	預託金		公用車リサイクル料	20,450
	固定資産合計			958,964,731
資産合計				1,067,043,497
(流動負債)				
未払金 賞与引当金 未払消費税等 未払法人税等	未払金	宮城県 陽光ビルサービス㈱ 南光運輸㈱ 東北電力㈱ ダイコー㈱ 石巻年金事務所 写真オフィスパートナーズ㈱ ㈱南北社 ヤマト運輸㈱東北美術品支店 ラクスル㈱ アマゾンジャパン ホテルメトロポリタン仙台 タカオ㈱ ㈱コアシステム 時間外 その他	指定管理料清算金 3月分施設管理・清掃事業他 下半期分樹木・芝生等管理費 3月分電気料 3月分エレベーター・エスカレーター管理費 3月分社会保険料 ネットワークセキュリティ工事代金他 WEB代行管理料他 3/25 写真展資料返却輸送費 館内用案内看板製作費用 3月時文房具等購入代金 企画運営委員会開催費用 遊具劣化点検業務 既存顔出しパネルシート張替費用他 職員3月残業手当等	6,543,170 5,289,346 2,994,200 1,773,739 1,177,000 1,034,403 921,031 322,025 299,120 233,825 177,363 174,209 172,150 167,860 93,028 460,866
	賞与引当金		支払見込額の当期負担分計上	4,067,058
	未払消費税等	消費税確定納付額	石巻税務署	1,440,400
	未払法人税等	法人県民税均等割 法人市民税均等割	宮城県 石巻市	22,000 50,000
	流動負債合計			27,412,793
負債合計				27,412,793
正味財産				1,039,630,704
負債及び正味財産合計				1,067,043,497

公益財団法人慶長遣欧使節船協会 令和7年度事業計画

1 事業運営方針

法人の目的である「慶長遣欧使節等の大航海時代の歴史的事績並びに船舶及び海洋に関する学習・体験の場を提供することにより、地域の振興及び青少年の健全育成に寄与する。」という基本方針をもとに各種事業を行う。

2 公益目的事業

公-1 企画事業

(1) 文化観光拠点事業

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律に基づき認定された拠点計画をベースに、宮城県及び石巻市内の関係団体と連携を図りながら、文化の振興を起点とした文化観光を推進し、文化・観光の振興、地域の活性化の好循環を図る目的で下記の事業を展開する。

① 文化資源の魅力の増進に関する事業

(ア) 慶長遣欧使節の意義を伝えるコンテンツ整備事業

内 容	支倉常長らがヨーロッパから持ち帰った遺品「慶長遣欧使節関連資料」を中心に造作物（複製、模型等）を製作し、展示の充実を図る。
期 間	令和7年度中

(イ) 展覧会及び関連企画の開催事業

内 容	サン・ファン館を取り巻く文化的・地理的要素を踏まえたテーマの展覧会や講演会などを開催する。
期 間	令和7年度中

② 情報通信技術を活用した展示、外国語による情報の提供その他の国内外からの観光旅客が文化についての理解を深めることに資する措置に関する事業

帆船と航海に関する体験企画事業の整備と実施

内 容	木造船の文化や人類の知恵の結晶である航海術など、帆船文化を分かりやすく伝える体験事業を実施する。
期 間	令和7年度中

③ 国内外からの観光旅客の移動の利便の増進その他の文化資源保存活用施設の
利用に係る文化観光に関する利便の増進に関する事業

サン・ファン館への交通案内の強化事業

内 容	石巻駅から渡波駅までのＪＲや路線バスの乗り場案内や時刻表を含めた詳細な案内を行う。渡波駅から当館までの案内を充実させる。
期 間	令和７年度中

④ 文化資源に関する工芸品、食品その他の物品の販売又は提供に関する事業

ミュージアムショップ商品開発事業

内 容	地元企業と連携して慶長遣欧使節や帆船にまつわるオリジナルグッズの開発・販売を行い、ブランディングの強化を図る。
期 間	令和７年度中

⑤ 国内外における文化資源保存活用施設の宣伝に関する事業

(ア) WEB サイトリニューアル事業

内 容	常設展示のリニューアルに伴い WEB サイトを一新し、情報を分かりやすく伝えるだけでなく、来館する足がかりとなるようなコンテンツも整備する。
期 間	令和７年度中

(イ) 多言語パンフレット製作事業

内 容	施設ガイドの役割と館外におけるPRを念頭にした多言語パンフレットの製作を行う。WEB サイトと連動しデジタル化するほか、印刷したものの配布も行う。
期 間	令和７年度中

⑥ 施設又は設備の整備に関する事業

(ア) サン・ファン館の利便性向上のための整備

内 容	電子マネーを利用したチケット購入システムの導入やショップレジを整備するほか、バリアフリー設備を整備することにより利便性の向上を図る。
期 間	令和 7 年度中

(イ) ミュージアムカフェ・厨房設備の整備

内 容	来館者の満足度向上のため、既存の厨房設備を改修し、ミュージアムカフェを整備する。
期 間	令和 7 年度中

(2) 自主事業、共催・協賛事業等

慶長遣欧使節の偉業を伝える基本事業として、下記の自主事業等を引き続き開催していく。

(ア) コンクール開催事業

内 容	小中学生を中心に、絵画等の作品を募集し作品展を開催する。
期 間	令和 7 年度中

(イ) サン・ファン祭り（参画事業）

内 容	復元船の進水日を誕生日として開催されるお祭り（ステージイベント、各種出店、海上イベントなど）に参画する。
期 間	令和 7 年 5 月

公-2 宮城県慶長使節船ミュージアム 管理運営事業

令和7年度以降のミュージアムの管理運営においては、全面的にリニューアルされた展望棟・ドック棟展示及び令和5年度に改正された博物館法に対応する形で、これまでの管理運営で培ってきた専門的な知識経験を最大限に生かしながら、慶長使節及び帆船に関する調査研究及び普及活動を行い、適切な施設の運営管理、各種事業を実施する。

◎入館者数見込み

年 度	開館日数	入館者数（目標値）
令和7年度	308日	65,000人

（1）慶長使節船ミュージアム 展示・解説業務

展望棟・ドック棟の要所にアテンダントを配置し展示案内を行うほか、希望する団体や学校等を対象に施設全体の展示解説を実施する。

（2）慶長使節船ミュージアム 広報業務

宮城県・石巻市の広報誌、旅行雑誌への記事掲載、テレビ・新聞等メディアを活用した広報を実施する。また、当館WEBサイトを積極的に活用し、SNS等の情報発信ツールと併せ、ミュージアムの魅力を最大限にPRできるよう努める。

（3）学校団体等の受け入れ事業

県内外の小中高生を中心に、修学旅行・校外学習などの受け入れに努め、慶長遣欧使節等の歴史的実績並びに船舶及び海洋に関する学習・体験の場を提供する。

（4）慶長使節船ミュージアム 特別開館

観光・学習・余暇等、様々な来館者のニーズに対応し、併せて満足度の向上を図るため、記念日等における入館料無料開放や延長開館などの特別開館を実施する。

(5) 慶長使節船ミュージアム 各種設備機器保安・保守業務

運営組織に基づき協会職員が管理運営に当たるほか、次の業務は各専門の業者に委託し、更なる施設の安全性の向上と効率的な施設の維持管理に努める。

名 称	内 容
ア 清掃業務	館内の清掃
イ 警備業務	夜間・休日の警備
ウ 昇降装置保守点検業務	エレベーターの保守・点検
エ 階段昇降機設備保守点検業務	エスカレーター・リフターの保守・点検
オ 施設管理業務	館内設備機器等の総合的な管理・点検
カ 植栽管理業務	敷地内芝生・植栽の剪定等
キ 電気設備管理保安業務	館内電気設備の保安

(6) 慶長使節船ミュージアム 研修・防災訓練等

来館者の利便性の向上や安全確保のため、消防署職員等による講習会、実施訓練などを実施する。また、各種研修等を通し、観光やインバウンド等幅広いニーズの対応に努める。

内 容
ア 避難訓練の実施（消防署職員の指導による火災・地震を想定）
イ A E D講習会の実施（消防署職員による実施訓練）
ウ 研修視察及び観光関連セミナー（博物館・観光施設等）

(7) 慶長使節船ミュージアム 企画運営委員会

館長の諮問機関として、博物館学職経験者、関連団体等の有識者からなる企画運営委員会を年1回程度開催し、企画広報事業に対しての意見や提案等を受け事業運営に反映させる。

企画運営委員会	令和8年3月（予定）
---------	------------

公-3 石巻市サン・ファン・バウティスタパーク 管理運営事業

立体駐車場、サン・ファン広場、芝生広場等で構成されるサン・ファンパークは、隣接する宮城県慶長使節船ミュージアムの付帯施設として、来場者の憩いの場、イベント会場として提供している。慶長使節の歴史的実績をたたえ、市民の文化活動の向上に資し、合わせて市民の憩いの場を提供するため、ミュージアムとの一体的な管理運営により効率的な維持管理に努める。

(1) サン・ファンパーク 観光案内業務

サン・ファンパークは、石巻圏域と牡鹿半島の観光の拠点として、立体駐車場1階に「サン・ファンインフォメーションセンター」を設置するとともに、無料Wi-Fiや大型モニターによる地域の文化・観光などの情報提供、さらに関連する施設のチラシなどを設置し、観光客の利便性の向上を図っている。また、センター機能を充実するため、地域の文化・観光施設の案内に加え飲食店の情報などを提供していく。

(2) サン・ファンパーク 各種設備機器保安・保守業務

サン・ファンパークは、自動販売機、トイレ、駐車場等を備えており、不特定多数の市民が利用していることに併せて、隣接するミュージアムの入館者の殆どが利用していることから、開園中は協会職員が運営管理に当たるほか、次の業務は各専門の業者に委託し、更なる施設の安全性の向上と効率的な施設の維持管理に努める。

名 称	内 容
ア 清掃業務	パーク敷地内の清掃
イ 警備業務	夜間警備
ウ 施設管理業務	立体駐車場及び園内設備等の管理
エ 植栽管理業務	敷地内芝生・植栽の剪定等

(3) サン・ファンパーク 利用促進業務

サン・ファンパークは、誰もが安全に利用できる憩いの空間を創出することにより、利便性の向上を図るとともに、イベント等での活用や市民団体を中心とした事業への貸出等を行うことにより、地域の活性化やより一層の賑わいの創出に努める。

内 容
ア サン・ファン祭り等イベント事業での活用
イ 物産会、芸能、音楽祭、園遊会など地域関係団体との共催事業の促進
ウ 市民団体を中心とした事業へのパーク貸出
エ 学校行事（遠足・野外学習会）への支援

3 収 益 事 業

(1) サン・ファンショップ グッズ販売事業

サン・ファン・パウティスタ号関連のグッズや石巻市の産品などを取り揃え、より一層の販売促進やサービスの向上に努める。また、関連イベントなどにも積極的に出店し、当館のPRやリピーターの増加に努める。

4 法 人 管 理

(1) 理事会

(令和7年度)

通常理事会	令和7年5月下旬(予定)
通常理事会	令和8年2月上旬(予定)

(2) 評議員会

(令和7年度)

定時評議員会	令和7年6月中旬(予定)
--------	--------------